

第5部 風水害編

風水害編に特に定めのない部分は、豊島区地域防災計画第2部の記載によるものとする。

第1章 風水害に関する概況

第1節 気象の概況

東京地方(区部、多摩地域)の降水量には、年間に2つのピークがあり、1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月である。また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100 ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

関東甲信地方(伊豆諸島や小笠原諸島を除く)に接近する台風の平均個数(接近数)は、6月に 0.2 個、7月に 0.4 個、8月に 0.9 個、9月に 1.1 個、10 月に0.6 個となっている(昭和 56 年から平成 22 年までの30 年平均、気象庁)。

(1) 春(3月～5月)の気象

- 移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い。
- 3～4月頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある。
- 春から夏にかけて南寄りの風が卓越する。

(2) 夏(6月～8月)の気象

- 関東甲信地方の平均的な梅雨の期間は6月8日頃から7月 21 日頃までで、この期間は天気がぐずつく日が多い。その後は、太平洋高気圧に覆われて南寄りの風が卓越し、高温・多湿の日が多い。
- 台風の影響により天気が荒れることもある。

(3) 秋(9月～11月)の気象

- 夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続く、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い。
- その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる。
- 冬に向かい、北寄りの風が卓越するようになる。

(4) 冬(12月～2月)の気象

- 乾燥した北寄りの風が吹く晴れの日が多い。
- 1月から3月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測されることもある。

第2節 風水害の概況

区における最近の主な風水害の状況は次のとおりである。

(1) 令和元年台風第 15 号(令和元年房総半島台風)

令和元年9月7日から9日にかけて台風第15号の接近・通過に伴い、各地で大雨、暴風となった。

区においては、9月8日から9月9日にかけて大雨警報、暴風警報が発表され、区内において倒木や住宅の屋根の破損等の被害が発生した。

この台風の接近・通過に伴い、関東地方南部や伊豆諸島を中心に暴風、大雨となり、千葉県を中心に 19 地点で最大風速の観測史上1位の記録を更新した。

この暴風の影響で、千葉県では電柱の倒壊や倒木が相次ぎ、最大約 934,900 戸で停電が発生したほか、大雨の影響で浸水害や土砂災害が発生した。区は都からの応援要請により被害の大きかった千葉県君津市へ給水や、住家被害認定調査・罹災証明発行のために職員を派遣し、支援を行った。

(2) 令和元年台風第 19 号

令和元年10月10日から13日にかけて、台風第19号の接近・通過に伴い、各地で大雨、暴風、高波、高潮となった。都は豊島区を含む28区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は、特定非常災害、激甚災害に指定した。

区においては、10月11日8時30分に区災害対策本部を設置し、12日9時に救援センター7カ所の開設、12時に救援センター1カ所を追加で開設した。

12日早朝からの洪水警報、暴風警報、土砂災害警戒情報の発表を受け、区は、9時に当時警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。台風が最接近した21時頃には、気象庁より大雨特別警報、土砂災害警戒警報が発表された。13日2時頃、全ての警報が解除された。

全ての警報の解除が行われたことを受け、13日8時30分に開設していた8救援センターを閉所した。救援センターへ1,088名が避難した。

10月21日12時に区災害対策本部を廃止した。

この台風の接近・通過に伴い、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で記録的な大雨及び暴風となり、気象庁は静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生し、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。

区は、防災協定締結自治体である常陸大宮市へ17日から21日まで職員を派遣し、住家被害認定調査・罹災証明発行の支援を行った。こちらの支援終了をもって災害対策本部を廃止した。

他にも交流都市である東松山市へ、災害廃棄物処理対応のために職員を派遣した。

第3節 河川の概況

水防法の改正により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

国又は都は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。豊島区での該当は以下のとおりである。

《東京都管理区間(浸水予想区域)》

神田川	平成30年3月30日指定・公表
石神井川	令和元年5月23日指定・公表
隅田川、新河岸川	令和3年3月30日指定・公表

なお、河川が氾濫した場合の浸水区域に豊島区内が含まれているのは、神田川浸水想定区域のみである。

神田川流域浸水予想区域図 令和6年2月15日(東京都建設局ホームページより)



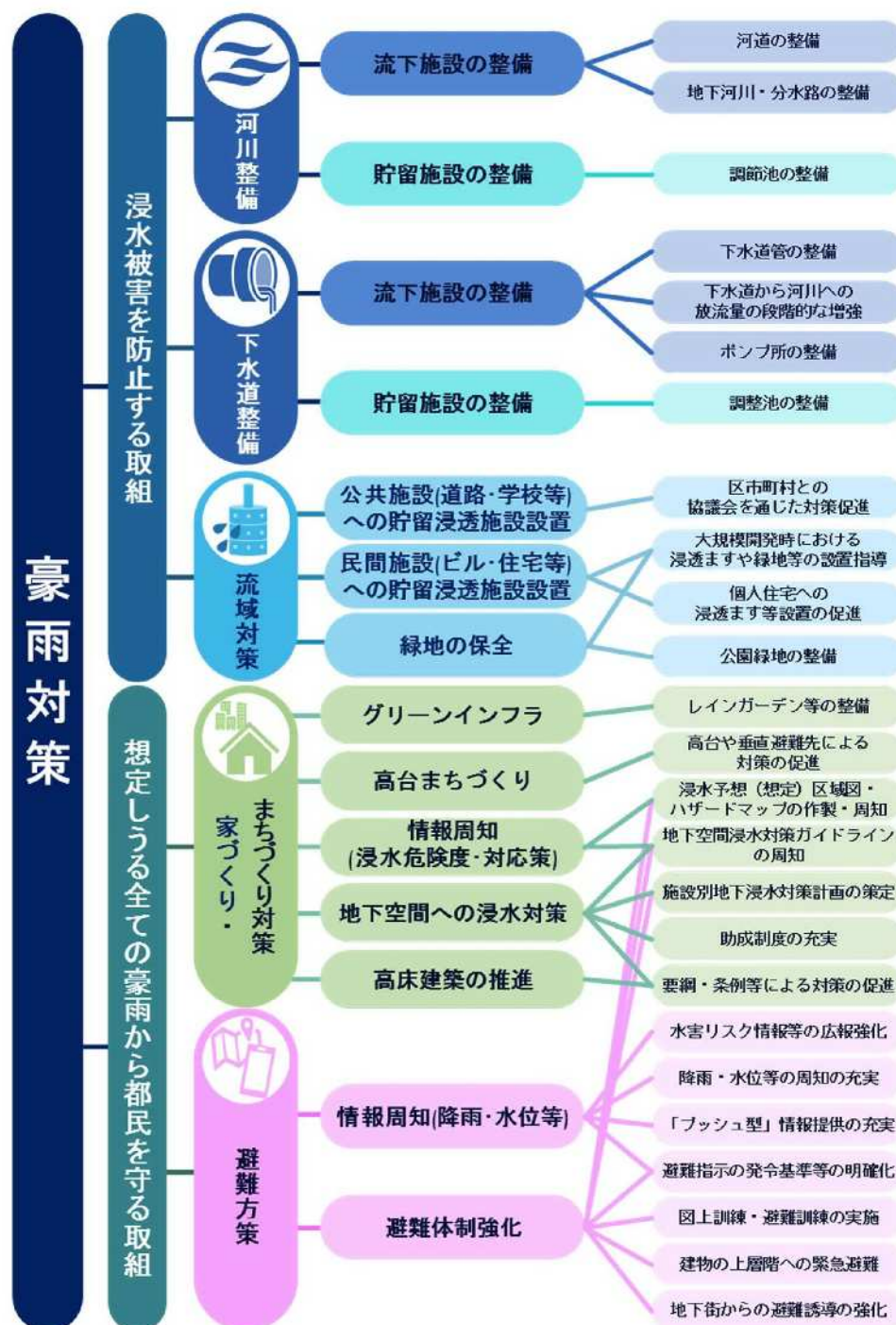
第2章 水害予防対策

第1節 豪雨対策の方針

東京都地域防災計画及び東京都豪雨対策基本方針に基づいて整備、対策を行う。これらの方針、計画の目標は次のとおりである。

- ◆ 時間 85 ミリ降雨までは浸水被害を防止
- ◆ 目標を超える降雨に対しても生命の安全、減災及び早期復旧・復興に重要な機能を確保

<豪雨対策の体系>



◇ 東京都豪雨対策基本方針抜粋

第2節 豪雨対策への取組み【河川整備】

都では、集中豪雨や台風等による水害から都民の命と暮らしを守るため、隅田川以西の中小河川のうち市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、時間50ミリの降雨による洪水に対して安全を確保することを目標として川幅を広げるなどの河道整備を基本とし、それらに長時間を要する箇所においては、調節池等の整備を組み合わせてることなどにより、早期の安全性向上を図ってきた。

目標整備水準を大きく超える降雨に伴う浸水被害の発生等を受け、東京都豪雨対策基本方針を改定し、目標整備水準を年超過確率 1/20 の規模の降雨に引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っていくこととした。整備にあたっては、時間50ミリまでの降雨は河道整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処することを基本としている。

また、目標整備水準を大きく超える降雨に伴う浸水被害の発生等を受け、平成 26 年 6 月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、目標整備水準を年超過確率 1/20 の規模の降雨に引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っていくこととした。整備にあたっては、時間50ミリまでの降雨は河道整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処することを基本としている。

さらに、気候変動による降雨量の増加が見込まれる中、都は令和5年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」及び「東京都豪雨対策基本方針(改定)」を策定し、目標整備水準を「気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 の規模の降雨」に引き上げた。今後神田川流域など対策強化流域において気候変動に対応した施設整備に向けた具体的な取組を推進していく。

1 流下施設の整備

(1) 河道の整備

神田川流域では、時間75ミリの降雨に対応することを目標としており、護岸の整備に加えて、調節池の整備や河川への流出を抑制する流域対策により、時間最大75ミリの降雨に対応することを目標としている。なお、豊島区内の神田川においては、護岸の整備は既に完了している。さらに、豪雨対策基本方針の改訂に伴い、時間85ミリまでの降雨に対応していくことを検討している。

(2) 分水路の整備

該当なし。

2 貯留施設の整備

(1) 調節池・調整池の整備

都が上流部に整備していた神田川・環状七号線地下調節池(所在地は杉並区、中野区)が平成19年度に完成し、神田川、善福寺川及び妙正寺川から洪水時に54万 m^3 が貯留可能となり、浸水被害の軽減に効果を発揮している。

現在、都は石神井川と妙正寺川を結ぶ環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)を整備中であり、完了後には貯留量68万1千 m^3 の調節池としてさらなる効果を発揮できる。

第3節 豪雨対策への取組み【下水道整備】

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。都は令和5年12月改定の東京都豪雨対策基本方針で区部においては時間75ミリ降雨に対応する下水道施設整備に、流域対策を加え、目標降雨である時間85ミリ降雨に対し、内水は氾濫による被害を防止することとした。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

都内区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態をもとに10 処理区にわけられており、豊島区は三河島処理区に該当する。

1 流下施設の整備

(1) 下水道の整備

下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として都が普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及(概成)を達成した。

下水道局は、これまで、浸水対策として、第二雑司ヶ谷幹線、第二千川幹線、谷端川一号幹線(一部)、坂下幹線等の整備を推進してきた。

現在、豊島区南大塚では1時間75ミリ降雨に耐えられるよう都が対策工事を進めている。池袋駅においては1時間75ミリの降雨に対応できる施設整備が完了している。

都は、「下水道浸水対策計画2022」において、1 時間 75 ミリ降雨に対応可能な下水道整備を推進する新たな重点地区を 10 地区選定し、豊島区池袋本町が選定された。

(2) 下水道から河川への放流量の段階的な増強

(3) ポンプ所の整備

第4節 豪雨対策への取組み【流域対策】

都内では、都市化の進展に伴う土地の保水能力の低下により、短時間に雨水の流出が集中して発生する都市型水害が頻発を受け、河川整備や下水道整備と併せて流域の雨水流出を抑制し、その負荷を軽減する流域対策による総合的な治水対策が実施されてきている。河川や下水道への流入量を減らす流域対策には、雨水を一旦貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に排出する貯留施設と、雨水を地面にしみ込ませる浸透施設がある。

都は、河川の流域対策の目標達成を計画的に推進するため、都区市町村で構成する東京都総合治水対策協議会を通じて次のとおり取り組んでいる。

- ◇ 河川流域単位で都区市町村による検討会を設置し、情報を共有化(対策推進手法や流域対策台帳の共有化)
- ◇ 都は技術的な支援等により、区市町村の取組みを支援し、区市町村の実施計画の早期策定を促進
- ◇ 都は公共施設における一時貯留施設等の設置など、区市町村と一体となって、流域対策を推進するために積極的に支援する

東京都総合治水対策協議会では、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行い、河川、下水道の整備と流域対策などを連携して実施することにより、総合的に豪雨対策を促進しており、神田川流域の関係各区市において浸水対策を実施していくための基礎となる「神田川流域豪雨対策計画」を策定している。

1 公共施設(道路・学校等)への貯留浸透施設設置

(1) 道路の透水性舗装

- 透水性舗装は、路面の機能を維持したまま、雨水を大地に還元し、下水道施設の一部を軽減する効果の他、地下水の涵養などが期待される。
- 都においては、当面、歩道部分の舗装を対象に透水性舗装の施工を実施し、区においても、昭和 58 年度から歩道部分を中心に透水性舗装を実施している。

☆【参照:資料編P102「透水性舗装施工実績」】

(2) 公園整備に伴う流出抑制施設

- 公園、児童遊園内に浸透U形溝、浸透柵及び浸透管を設け、雨水を大地に還元し、樹木の成育環境の改善と雨水の圏外排出量の抑制による下水道施設の負担軽減を目的として昭和 57 年度から実施している。

☆【参照:資料編P104「公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事实績」】

(3) 区立施設における貯留浸透施設設置

(4) 学校施設における貯留浸透施設設置

- 校庭改修時に透水性舗装を整備するとともに、浸透U型溝、浸透柵などを設けるなどの雨水浸透対策を講じている。また、改築校には雨水貯留槽を整備し、トイレの洗浄水などに利用している。

2 民間施設(ビル・住宅等)への貯留浸透施設設置

(1) 大規模開発時における浸透ますや緑地等の設置指導

- 都市計画法第 29 条に係る開発において、排水施設を開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置することとなっている。

3 緑地の保全

(1) 大規模開発時における浸透ますや緑地等の設置指導

- 都市計画法第 29 条に係る開発において、開発区域の面積が 3000 m²以上の開発行為にあつては、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることとなっている。
- 大規模な都市開発や建築行為が行われる場合には、都市開発諸制度や開発許可制度、みどりの条例による敷地内や屋上・壁面の緑化計画の届出制度などを活用し、緑地や公開空地の創出などを誘導している。

(2) 公園緑地の整備

- 学校などの跡地を有効活用するなど、整備面積の増加に努めます。小さな公園が多い豊島区の現状を踏まえ、小規模な公園と地域の拠点となる公園をバランスよく配置し、身近な利用しやすい活動の場とします。
- 既存の公園について、利用者が満足して利用できるよう再整備を行っていきます。

第5節 豪雨対策への取組み【家づくり・まちづくり対策】

1 グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの考え方とも整合する雨水流出抑制を促進する。公共施設や民間施設における導入を促すための制度や機運醸成に向けた広報等の支援を強化していく。

(1) レインガーデン等の整備

(2) パーク・グリーンインフラ

- 地域の公園について区民・事業者・区が共に考え、地域の特徴を活かしながら、ニーズや課題に対応した利活用・運営と自然環境が有する機能を活かした再整備・新たな整備を行っています。

2 高台まちづくり

(1) 高台まちづくりの促進

3 情報周知(浸水危険度・対応策)

(1) 浸水予想区域図・ハザードマップ等の作成・周知

○ハザードマップの作成・周知

- ◆区で作成しているハザードマップについては、「第5節 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ」を参照。
- ◆国土交通省では、全国のハザードマップを集約したポータルサイトを公開している。防災に役立つ災害リスク情報などを地図や写真に自由に重ねて表示する「重ねるハザードマップ」及び全国の市区町村が作成したハザードマップを地図や災害種別から簡単に検索できる「わがまちハザードマップ」の機能を備えている。

○浸水リスク検索サービス

- ◆都では、豪雨によって想定される浸水リスクを確実に認識し、日頃の備えや災害時の迅速な行動等に活かすために、浸水範囲や浸水深などの浸水リスクを地図や住所から調べることができる「浸水リスク検索サービス」を提供している。

○東京マイ・タイムラインの作成

- ◆都は、水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化している。

(2) 地下空間への浸水対策、ガイドラインの周知

- 「東京都地下街等浸水対策協議会」が作成している普及啓発動画をはじめとした地下空間への浸水対策、ガイドライン等について、区ホームページなどを活用し、周知を行う。

4 地下空間への浸水対策

(1) 地下空間への浸水対策、ガイドラインの周知

○建築物への浸水対策

- ◆建物を設計する際には、予定地の地理的状況により地下室などの浸水対策を行うことが求められる。浸水の恐れがある地域の確認は、浸水予想区域図、洪水ハザードマップなどを活用し、浸水対策にかかる技術指針は、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」や国土交通省及び経済産業省の「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を踏まえ、対策を行う。

○地下空間への浸水対策

- 地下街等で連携して浸水対策に取り組むため、東京都地下街等浸水対策協議会が設置されている。協議会では、池袋駅周辺の地下街等の浸水対策の促進のため、池袋地区部会を設置し、池袋駅周辺の地下街等(連担する地下施設で、地下街や地下駅コンコース、地下駐車場およびこれらに接続するビル地下施設等からなる地下空間)のうち、管理者が異なる施設が繋がって地下空間を構成している範囲を対象とし、「池袋地区地下街等浸水対策計画」を策定している。連携を図る必要が認められる施設管理者等を協議会の構成員としている。
- 平成 27 年 12 月に、池袋駅を構成する鉄道事業者、商業事業者及び区により、「池袋駅周辺地下街等協議会」を設立し、平成 28 年 10 月に「池袋駅周辺地下街防災推進計画」を策定した。この計画は、池袋駅及び駅周辺における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街において、大規模地震発生時や浸水時に対応した安心な避難空間の確保等・地下街の防災対策を推進し、災害に強い都市を形成することを目的としたもので、国が定めた地下街防災推進事業制度要綱に基づき定め、国土交通大臣の同意を得たものである。この計画に基づき、防災性の向上に必要な施設の調査・点検・整備を進めていく。
- 池袋駅周辺において地下街等への浸水の可能性がある場合は、「池袋地区地下街等浸水対策計画」に基づき、池袋地区部会の施設管理者と連携して、避難誘導等を行う。

(2) 施設別地下浸水対策計画の整備

- 「東京都地下街等浸水対策協議会」を中心に検討するとともに、施設別地下浸水対策計画の整備を行う。

第6節 豪雨対策への取組み【避難方策】

1 情報周知(降雨・水位等)

(1) 水害リスク情報等の広報強化

- 豊島区気象情報

- 区は区公式ホームページを通じて豊島区の気象情報を提供している。インターネット上で閲覧できる一般区民向けの気象情報サイトとして、気象庁が発表する豊島区の短期・週間予報のほか、各種警報・注意報、地震情報、台風情報、アメダス情報、48時間先までの天気・降水量等のポイント予測などを提供している。区も防災気象情報と行政区域を対象とした定量的な降水予測等の情報の提供を受けることで、区内及び近隣区域における気象災害による風水害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合における災害応急対策を円滑かつ有効に行っている。

(2) 降雨・水位等の周知の充実

都は、浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。提供にはインターネット等を活用する。

各管理者の役割は次のとおりである。

河川管理者(都)	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者(都)	降雨情報に関する情報を提供
水防管理者(区市町村)	住民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実
地下空間管理者	地下街の店舗等に対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う

- 東京都水防災総合情報システム

- ◆ 都は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページへ掲載している。また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。
- ◆ このシステムは、①観測・監視システム（観測情報の種類は、雨量、河川水位、調節池貯留量、潮位、映像、水門データの6種類）、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達分作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。

○東京アメッシュ

- ◆ 東京都下水道局による降雨情報システムで、降雨情報をホームページなどでリアルタイムに配信し、降雨の強度や範囲、雨雲の移動等の情報を提供し、都民の降雨時の行動に役立てられている。都内ほぼ全域で表示メッシュを150メートル、雨の強さを10段階に色分けし降り始めのわずかな雨も表示でき、スマートフォン版ではGPS機能による現在地表示と希望する2地点の登録が可能となっている。英語・中国語・韓国語でも配信している。

なお、区の対策に関しては「第2章情報の収集・伝達」を参照

(3) 「プッシュ型」情報提供の充実

○区防災アプリ

- ◆ 区は、区内の避難情報や、救援センターの開設・受入情報等をリアルタイムで発信できる区独自の防災情報アプリの導入に向け、検討を進める。

○東京都防災アプリ

- ◆ 事前に登録した地域における気象情報、地震情報、避難情報等についてプッシュ配信が可能である。他にも防災ブック（「東京防災」「東京くらし防災」）の閲覧や予め地図をダウンロードしておけば、オフライン時でも地図を表示することができるオフラインマップ、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく東京マイ・タイムライン等の機能もある。英語・中国語・韓国語でも配信している。

(4) 避難指示の発令基準等の明確化

避難情報の発令にあたっては、対象区域を可能な限り絞り込むことが重要であるため、区は、原則として町丁目単位で避難情報を発令する。発令基準は、内閣府の避難情報に関するガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害を想定して方針を作成する。

2 避難体制の強化

(1) 浸水予想(想定)区域図・ハザードマップ等の作成・周知

- ◆ 区は、浸水予想区域図やハザードマップにより、区民が浸水等の危険性や避難すべき救援センターや避難経路を事前に認識できるようにする。

(2) 地下空間浸水対策ガイドラインの周知

- ◆ 区は、地下空間浸水対策ガイドラインについて、ホームページ等により区民に対し周知する。

(3) 施設別地下浸水対策計画の整備

○「東京都地下街等浸水対策協議会」を中心に検討するとともに、施設別地下浸水対策計画の整備を行う。

(4) 避難指示の発令基準等の明確化

◇【参照：第5部第5章第3節 避難情報】

☆ 内閣府による「避難情報に関するガイドライン」

(5) 図上訓練・避難訓練の実施

○区の訓練(災害対策本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練)

- ◆ 区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

○水防訓練

- ◆ 区は、関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。

○避難訓練

- ◆ 区各施設においては、年に1度以上避難訓練を実施するよう努めるものとする。

(6) 建物の上層階への緊急避難

- ◆ 災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保することができる場合には、屋内安全確保を行う。ただし、土砂災害では、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。避難行動については第3部第2章第3節を参照。

(7) 地下街からの避難誘導の強化

○池袋地区地下街等浸水対策計画

- ◆ 浸水時または浸水が予想される場合は、地下施設利用者の避難を最優先に行うこととし、避難誘導の開始を「池袋地区における地下空間に浸水の危険性があるとき」を原則に、各施設管理者等で統一した行動を行うため、避難誘導の基準を定めている。
- ◆ 区からの警戒レベル3高齢者等避難相当以上が発令された場合、直ちに地下街等の利用者を避難させるとともに、利用者の安全を確認できた時点で施設内での業務従事者等の避難を速やかに実施することとしている。

3 洪水浸水想定区域における避難確保体制

(1) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

風水害時の洪水浸水想定区域の区民の救援センターは、以下の救援センターである。

町丁目	救援センター
高田一丁目、二丁目、三丁目、 雑司が谷二丁目の一部	目白小学校(第5地域本部) 千登世橋中学校(第5地域)

(2) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)

名称	所在地
ミアヘルサ保育園ひびき高田	高田1-11-16
スパ&リハビリ こころ目白台	高田1-17-20
フェニックスキッズ目白高田	高田1-29-4
区民ひろば高南第一	高田2-11-2
高南小学校	高田2-12-7
子どもスキップ高南	高田2-12-7
リヴァトレ高田馬場	高田3-7-9
高田チャイルドルーム	高田3-7-13
高田馬場病院	高田3-8-9
目白らるスマート保育所	高田3-20-1
大同病院	高田3-22-8
目白ちとせ保育園	高田3-36-11
特別養護老人ホーム山吹の里	高田3-37-17
高齢者在宅サービスセンター山吹の里	高田3-37-17
区民ひろば高南第二	高田3-38-7
豊島区立高田介護予防センター	高田3-38-7

(3) 洪水浸水想定区域の周知

区は、防災地図及びハザードマップにより、区民が浸水等の危険性や避難すべき救援センターや避難経路を事前に認識できるようにする。

地域における防災訓練等で洪水ハザードマップ等地域に合わせた資料を配布する。

(4) 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

要配慮者利用施設に対しては固定電話、無線、その他区が把握している緊急の連絡先に情報を伝達する。

第7節 土砂災害に関するソフト対策

1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 ○土砂災害警戒区域等を有する場合の避難体制の整備
都建設局	○土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○土砂災害警戒区域等の指定 ○土砂災害警戒情報の提供
気象庁	○土砂災害警戒情報の提供

2 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

3 土砂災害警戒区域等の指定

- 都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 都の土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 区は、区地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。
- 区内の土砂災害警戒区域等の指定箇所数は以下のとおりである。

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定箇所数	20	9

4 避難体制等の整備・確立

- 区は、土砂災害防止法第8条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。
- 避難体制の確保と向上にあたっては、国土交通省の「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や区の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。
- 避難指示等の発令基準について、区は内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施する。
- 土砂災害防止法に基づき、区は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。(土砂災害防止法第8条第1項第4号)

5 土砂災害警戒区域等における避難確保体制確保

土砂災害防止法により、区は、次に掲げる事項について以下のとおり定める。

(1) 土砂災害に関する予警報等の伝達方法

土砂災害警戒情報が都及び気象庁から通知された場合には、必要に応じて安全安心メール、区ホームページ等で区民等に周知する。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

風水害時の土砂災害警戒区域の区民の救援センターは、以下の救援センターである。

町丁目	救援センター
南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目	目白小学校(第 5 地域本部)
駒込一丁目、二丁目、七丁目	駒込小学校(第 10 地域本部)
南大塚一丁目	巣鴨小学校(第 12 地域本部)

- (3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)

名称	所在地
高南小学校	高田2-12-7
千登世橋中学校	目白1-1-1

(4) 土砂災害警戒区域の周知

区は、地域における防災訓練等で土砂災害ハザードマップ等地域に合わせた資料を配布し、災害時の避難場所や避難時の注意事項等について周知する。

第8節 要配慮者利用施設の利用者の安全確保

平成29年及び令和3年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設の避難体制の強化が図られた。これにより、当該施設の管理者又は所有者(以下「管理者等」という。)は、避難の実効性確保のため、避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく訓練の実施、市区町村長への報告が義務付けられている。

1 対象施設

水防法：第2節 3、浸水想定区域における避難確保体制確保(3)のとおり

土砂災害防止法：第3節 5、土砂災害警戒区域等における避難確保体制確保(3)のとおり

2 避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の管理者等は、洪水時又は土砂災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

管理者等は、計画を作成したときは、遅滞なくこれを区に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

区は、管理者等が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指示をすることができる。

3 避難訓練の実施

管理者等は、作成した計画に基づき、洪水時又は土砂災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。避難訓練には、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練、図上訓練なども含まれる。

4 避難訓練実施の報告

管理者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施した際は、訓練結果を区長に報告しなければならない。また、区長は、要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができる。

第9節 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ

1 目的

洪水ハザードマップは、近年の集中豪雨や台風等の都市型水害における洪水氾濫による浸水危険地域と避難場所、避難路等災害時の対応に必要な情報を住民に事前に提供することで、住民が洪水に対する危険性の認識を深め、事前に準備、災害時の迅速な対応をとることにより被害の軽減を図ることを目的とする。

また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域ならびにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊)を表示した図面に、土砂災害防止法第8条第3項に規定する事項(①土砂災害に関する情報の伝達方法、②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項、③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項)を記載し、土砂災害に備え必要な状況を住民に事前に提供することで、住民が土砂災害に対する危険性の認識を深め、事前に準備、災害時の迅速な対応をとることにより被害の軽減を図ることを目的とする。

ハザードマップは区公式ホームページに掲載、窓口配布等を通じて周知を行う。

2 想定と現況

洪水を想定した降雨は、令和3年3月に都が改定を完了した浸水予想区域図における想定最大規模降雨(総雨量690mm、時間雨量153mm)としている。

神田川付近の一部で3mを越す浸水が予想されているほか、区内全域にわたって水害の発生があり得る土砂災害は、警報レベルの降雨が長時間にわたり、降り続いた場合に発生する可能性が高い。

駒込2丁目の指定箇所のうち1カ所につき、斜面要件消失に伴い令和5年6月21日付で指定解除となった。解除前の区内の土砂災害警戒区域等の指定箇所数は、土砂災害警戒区域21カ所、土砂災害特別警戒区域10カ所である。

第3章 防災運動の推進【予防対策】

- 区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 区民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 都・区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、地域防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1節 防災意識の啓発

1 各防災機関の広報内容

- (ア) 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- (イ) 各防災機関の風水害対策
- (ウ) 竜巻に対する備え
- (エ) ゲリラ豪雨対策
- (オ) 家庭での風水害対策
- (カ) 避難するときの注意
- (キ) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (ク) 土砂災害に対する心得
- (ケ) 台風時の風に対する対策
- (コ) 災害情報の入手方法
- (サ) 応急救護の方法
- (シ) 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- (ス) 避難指示等に関する取扱い(避難準備情報等を含む。)

機関名	対策内容
都総務局	(1) 防災ブックの作成 「東京防災」「東京くらし防災」を作成し、都民等に配布をしている。また、これらの冊子の閲覧が可能な「東京都防災アプリ」などを通じ、意識啓発を行っている。 (2) 防災広報パンフレットの作成 東京都の防災対策や応急対策を周知するため、防災に係る各種冊子・パンフレット等を作成し、都民や防災機関等を対象に配布している。 (3) インターネット等を活用した防災広報 災害情報提供の強化を図るため、重点事業として、災害情報提供システムの構築を進めている。 ア 災害発生時には、パソコン及び携帯電話のホームページを活用して、災害緊急情報の迅速な提供や、道路交通関係情報、避難所情報等、都民や通勤・通学者が必要とする災害関係情報を、GIS 地図等を用いながら、適切に発信していく。 イ 平常時の普及啓発として、地域防災計画等の各種の防災計画の紹介に加え、風水害の脅威を疑似体験することにより早期避難の重要性を学ぶ VR 動画の配信や、児童向けの防災コーナーの設置などの工夫を凝らし、分かりやすいホームページを構築し、発信していく。 (4) 普及イベントの開催 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 (5) 屋外大型ビジョン 渋谷、原宿、池袋、有楽町の都内4箇所の大型映像ビジョンで、屋外大型ビジョンコンテンツ制作会社の協力により、静止画による広報を行っている。
都建設局	(6) 水防災総合情報システムの情報提供 インターネットを活用して、雨量、河川水位、河川監視画像などリアルタイムの水防災情報を提供している。また、多言語化やスマートデバイス化を行うとともに東京都防災X(旧Twitter)でも情報を発信している。 (7) 浸水予想区域図等の周知 区市町村が作成するハザードマップの基となる浸水予想区域図や土砂災害警戒区域図をホームページ等で公表している。
東京消防庁	○チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発

区	○防災パンフレットの配布や防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。 ○ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
---	--

2 防災教育の充実

機関名	対策内容
都総務局	○都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 33 条（防災教育）） ○区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成）） ○区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
東京消防庁	○過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 （1）区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 （2）都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。 （3）家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 （4）都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 （5）児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 （6）女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ○児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 ○都民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ○管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。
区	○防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。

3 地域の防災行動力の向上

気象庁は、住民一人ひとりの自助や住民同士の共助に基づく防災行動を促進するため、都の関係部局や、報道機関、地域の防災組織の他、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等とも幅広く連携を深め、気象警報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報などの防災気象情報への理解や情報活用能力の向上、防災・安全知識の普及活動に積極的に取り組む。

4 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 都、区市町村は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 都、区市町村は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- 東京消防庁は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- 気象庁は、学校安全の推進に関する計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領(学校防災マニュアル)等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

第2節 防災訓練の充実

1 区の訓練

機関名	対策内容
区	○区市町村は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。 1 参加機関 区市町村、地域住民及び事業者、都及び防災機関 2 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

2 水防訓練

機関名	対策内容
区	○関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。 1 参加機関 区市町村、東京消防庁、消防団等

第4章 風水害初動態勢【応急対策】

第1節 タイムラインの適用

区は、台風接近時等風水害による被害が予想される場合において、区が行う防災に関する対応を適切な時期及び漏れのないように実行するために設定し、運用する。

時期	防災対応の目安
台風等接近72時間前	・タイムライン適用の決定 ・水防本部の設置判断(判定会議による場合) ・開設する救援センターの検討開始 ・区のイベント等事業の中止・施設の休止の検討開始 ・区民・事業者等への飛散防止対策等の暴風対策の注意喚起の実施
台風等接近48時間前	・区災害対策本部の設置 ・救援センターの開設の決定・準備、区民への周知 ・区のイベント等事業の中止・施設の休止の決定、周知 ・避難行動要支援者の移送体制準備 ・要配慮者利用施設への情報伝達 ・区ホームページに台風等風水害関連情報を掲載
台風等接近24時間前	・救援センターの開設 ・豊島区医師会等との連携を図り、各地域本部及びとしまセンタースクエアに救援センター医療救護所を開設 ・救援センターに配備する職員とは別に、各地域本部及びとしまセンタースクエアに区の常勤保健師2名を配備し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を実施 ・警戒レベルに応じた高齢者等避難等の発令 ・避難行動要支援者の移送
台風等最接近時	・救援センター運営 ・不要不急の外出注意、屋内での安全確保等広報
台風等通過後	・被害状況の確認、集約 ・避難情報の解除 ・区の事業、施設の再開 ・生活再建業務の開始 ・避難行動要支援者の移送 ・区災害対策本部の廃止

詳細については、資料編P110「災害対策各部タイムライン」を参照。具体的な手順については、災害対策各部タイムラインマニュアルを作成することとする。

第2節 水防態勢

区は、台風接近時や気象警報発表時等特に風水害への対応が必要とされる場合、設置基準に基づき、水防本部を設置し、対応にあたる。水防本部設置後、当該風水害により区民生活に多大なる影響が想定される場合等特に災害対応が必要な場合(見込まれる場合も含む)には水防本部から災害対策本部へ移行する。

なお、風水害の状況により、水防本部の設置以前に、災害対策本部が設置される場合もある。

区は、水防本部の設置に至らない場合でも、必要に応じて風水害に関する注意喚起のための情報発信を行う。

1 水防本部の設置基準

水防本部は、下記の場合に本部長の判断により設置する。本部長は、水防本部を設置した場合に、水防管理者に遅滞なく報告する。

- (1) 気象注意報発表時で警報に移行する可能性が高い時
- (2) 気象警報発表時
- (3) 気象警報発表の恐れがある時
- (4) 台風接近時に警戒が必要な時
- (5) その他本部長が必要と認める時

なお、(2)以外については、判定会議により決定する。気象注意報、気象警報の対象は以下のとおりとする。

- ◆ 気象警報 … 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪
- ◆ 気象注意報 … 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷、着氷・着雪

◇ 判定会議

(主宰)土木担当部長

(出席)危機管理監、防災危機管理課長、土木管理課長、道路整備課長、公園緑地課長

土木担当係長(係長級一名)、道路整備担当係長(係長級一名)、公園緑地担当係長(係長級一名)、
防災危機管理担当係長(係長級一名)

また、台風接近時の強風等風害により、災害の発生の恐れがあるときは、水防本部が対応する。

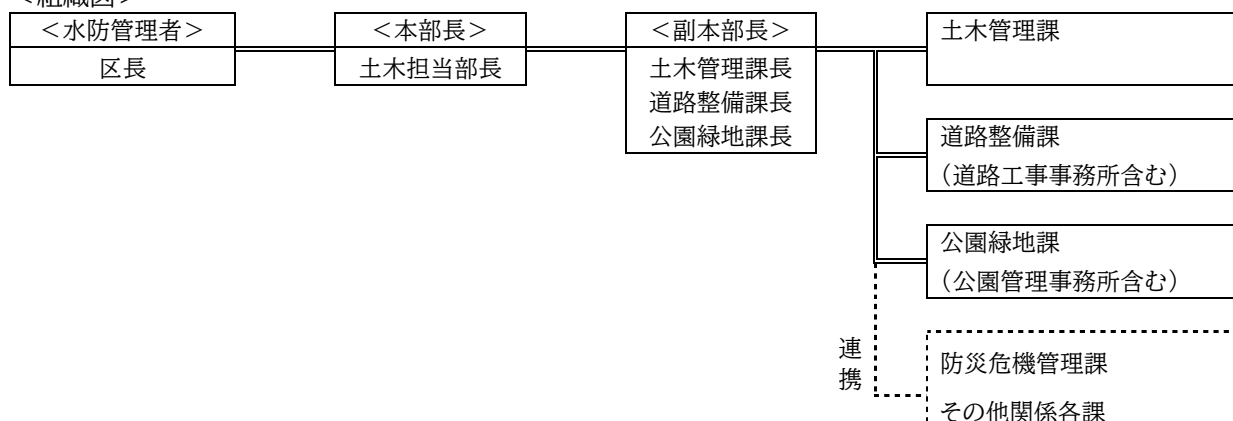
2 水防本部の組織

水防本部の組織は、水防管理者(区長)、本部長、副本部長その他の職員を置く。

○本部長は、土木担当部長をもって充てる。

○副本部長は、土木管理課長、道路整備課長、公園緑地課長をもって充てる。

<組織図>



3 水防本部の態勢

- (1) 風水害への防御及び発災後の応急対策活動に備える態勢
(2) 災害に関する情報収集及び関係部局・機関との情報連絡のために必要な態勢

種別	適用基準	道路整備課	土木管理課	公園緑地課	計
A班 態勢	水防本部設置基準のいずれかに該当する場合	庁内 3 事務所 4	—	—	7 名
B班 態勢	水防本部設置基準のいずれかに該当する場合	庁内 3 事務所 4	—	庁内 3 事務所 4	14 名
C班 態勢	風水害により被害が発生する恐れがある場合	庁内 3 事務所 6	庁内 4	庁内 3 事務所 4	20 名
D班 態勢	風水害による被害の発生の可能性が極めて高いと想定される場合	庁内 7 事務所 8	庁内 13	庁内 3 事務所 8	39 名

※その他の態勢については「大雨・台風対応マニュアル」による。

※B・C・D班態勢における人員数については、気象状況に応じ判定会議により増減を行う。

4 水防本部の職務

種 別	職 務 分 担		態 勢
本 部 長	(1) 水防本部の設置、解散及び総括 (2) 区長、副区長、危機管理監等との連絡調整 (3) 判定会議の主宰		A 班：1 名 B 班：1 名
副本部長	(1) 本部長の補佐 (2) 本部長不在の際の代理 (3) 庁内班、事務所班の指揮		C 班：2 名 D 班：全 員
道路整備課	庁 内 班	(1) 水防本部の庶務 (2) 気象、水位情報等の収集、伝達(東京都、近隣区との連絡含む) (3) 陳情等受付、処理状況把握 (4) 被害状況等把握、対応 (5) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理 (6) 防災危機管理課との連絡調整	A班 B班 C班 D班
	道路工事 事務所班	(1) 土嚢配布等陳情対応 (2) 浸水実績箇所の浸水防止対策	
土木管理課	庁内班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理 (3) 被災状況調査	C班 D班
公園緑地課	庁 内 班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	B班 C班 D班
	公園管理 事務所班	(1) 土嚢配布 (2) 【強風・暴風時】公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	B班 C班 D班

5 水防本部設置時における総務部(防災危機管理課)の連携行動の基準

水防本部長	○本部長は、災害の発生し、または発生のおそれがある場合には、その旨危機管理監に報告する。
危機管理監	○危機管理監は、水防本部長の情報等により、災害の発生し、または発生のおそれがある場合、また、当該災害により区民生活への多大なる影響が想定される場合、災害対策本部開設のための準備を指示する。また、避難情報発令についても検討するため、区長へその旨報告する。 ○危機管理監は、河川の水位が警戒ラインに達すると予想されるとき、または水位の急激な上昇が予想されるときは、直ちに消防機関に連絡する。 ○危機管理監は、河川の水位が警戒ラインに達したときは、区長の指示により直ちに消防機関に対して準備、出動を要請する。 ○危機管理監は、被害発生の際には、遅滞なく区長等に報告する。
防災危機管理課長	○防災危機管理課長は、気象警報等の発表・連絡を受けたときは、必要に応じて防災危機管理課職員（災害対策要員を含む。以下同じ。）に待機態勢を指示する。 ○勤務時間外の場合は、危機管理監及び水防本部長に連絡するとともに、防災危機管理課職員に参集を指示するなど必要な態勢をとる。 ○防災危機管理課長は、予想被害地域が広範にわたる場合には、区民部区民活動推進課長を通じて、出先事業所あるいは町会の役員などに対して所管区域内の調査を依頼する。
防災危機管理課職員 ※防災危機管理課兼務職員（災害対策要員等）を含む	○防災危機管理課職員は、降雨、水位等の状況の把握及び情報の収集に努めるとともに、都への連絡、報告等を行う。 ○防災危機管理課職員は、直ちに被害の可能性のある地域について、被害の有無、およその規模を調査する。 ○勤務時間内に、区内における被害の発生が確認できた場合には、「庁内放送」「無線放送」等により職員に周知する。

6 水防本部から災害対策本部への移行

区内において、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合で、通常の行政組織における防災担当部局の対応のみでは災害応急対策の目的が達せられないと認めるときは、区長は災害対策本部を設置して態勢を移行することができる。

- (1) 危機管理監は、防災危機管理課長を通じて、水防本部から災害対策本部へ移行準備を指示
- (2) 防災危機管理課長は、移行準備が終了したことを確認し、危機管理監へ報告
- (3) 危機管理監は区長へ報告及び災害対策本部開設を協議
- (4) 区長が災害対策本部を設置
- (5) 区長が必要に応じて避難情報を発令

7 水防本部の解散

水防本部の本部長は、被災の恐れがなくなつたと判断したとき、水防本部を解散する。解散にあたっては、水防管理者へその旨報告する。

また、水防本部から災害対策本部へ移行した場合には、水防本部は解散し、災害対策本部災対土木部として引き続き対応にあたる。

第3節 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

区長は、超大型台風等の直撃により、区内での浸水被害や公共交通機関の計画運休等、区民生活への多大なる影響が想定される場合には、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、原則として、豊島区本庁舎に設置し、「災害対策本部」の表示を掲げる。ただし、災害の状況によっては、他の場所に設置することができる。

2 設置の通知及び区民等への周知

区長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに下記に対して設置を通知する。

- (1) 東京都知事
- (2) 区内の警察署、消防署
- (3) 区内防災関係機関の災害対策責任者
- (4) 防災会議委員
- (5) 隣接区の区長

また、区長は、設置を通知する際、同時に報道機関へ発表するとともに、区ホームページ等を通じて、区民に周知する。区ホームページは大規模災害モードへ切り替え、緊急情報を届きやすくするとともに、多数のアクセスに対応できるようにする。

3 災害対策本部の組織

第2部第1章第2節「区及び防災関係機関の役割」に準ずる。

4 区防災会議の招集

区内で災害が発生した場合において、区防災会議の委員は、必要があると認められるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に区防災会議の招集を要請することができる。

5 災害対策本部の廃止

本部長は、超大型台風等による災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、または災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部会議の審議を経て、本部を廃止する。災害対策本部を廃止したときは、設置に準じて関係者に通知する。また、区ホームページを大規模災害モードから通常モードに戻す。

第4節 応援協力・派遣要請

区は、災害の発生または発生しようとしている場合において必要とする場合には、都災害対策本部へ応援協力を要請する。

機関名	対策内容
都災害対策 本部 (総務局)	○他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする ○他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施する ○災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する
区	○知事に応援又は応援のあっせんを求める。 ○区市町村間相互の応援協力について実施する ○区市町村域内の応援協力について実施する ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求するいとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知する

区が被災し、都災害対策本部へ応援又は応援のあっせんを求める場合には、次の事項を口頭または電話等で都災害対策本部へ要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由)
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

第5章 情報の収集・伝達【応急・復旧対策】

災害時には、都等と情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

第2部第6章「情報通信の確保」第6節に準ずる

第2節 災害予警報等の伝達

1 気象情報収集・伝達体制

機関名	対策内容
都総務局	○都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。
区	○災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、地域防災組織及び区民等に周知する。 ○災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○特別警報、警報及び重要な注意報について、都又は NTT からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都等の協力を得て、区民に周知する。
東京管区気象台 (気象庁)	○気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催する。 ○竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
警視庁	○災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。
東京消防庁	○都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防分署及び消防出張所を通じて、管内住民に周知する。
NTT東日本	○気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報する。 ○警報に関する通信は優先して取り扱う。

2 気象注意報・警報・特別警報

(1) 注意報・警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予測値を時間帯ごとに明示して、都内区市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村をまとめた地域の名称を用いる場合があり、豊島区は、23区西部に属することとなる。

◇ 23区西部：

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区

豊島区における警報・注意報発表基準一覧表(気象庁)

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準(※1)	神田川流域＝(8,23.1)
			指定河川洪水予報による基準	神田川(番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋)
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	124
	洪水		流域雨量指数基準	神田川流域＝20.8
			複合基準(※1)	神田川流域＝(5,20.8)
			指定河川洪水予報による基準	-
	強風		平均風速	13m/s
			平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で実効湿度50%	
	なだれ			
	低温		夏期(平均気温):平均より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき	
			冬期(最低気温):-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜		晩霜期 最低気温2℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

(令和5年6月8日気象庁発表資料による)

(2) 特別警報

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に気象庁が発表し、最大級の警戒を呼びかけるものである。過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断することとしている。

特別警報が発表されるような状況においては、気象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区町村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知しなければならない。

区は、特別警報について、都、総務省消防庁等から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに区民及び関係機関に周知を行う。

3 都等との確実な情報の共有

区は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに水防本部または災害対策本部にて対応を協議する。

また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったとき、また気象庁や都による土砂災害警戒情報発表があった際は、直ちに水防本部または災害対策本部にて対応を協議する。

通報、伝達された情報は、区長の避難情報発令の判断及び区民の自主避難の参考になるものであるため、都等から確実に伝達されるよう体制を取るとともに、必要に応じて防災関係団体へ情報共有を行う。担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間により、情報共有を迅速に図ることが困難な場合には、都と区市町村長等との間で構築されているホットラインにより情報伝達を行う。

また、都は気象警報発表時等に、気象庁から都へ配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用している。

4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。水害のおそれがある場合、区は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報 FAX などにより、区の避難指示等に有用な情報を提供することとしている。

また、都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成 30 年 6 月より運用開始している。

区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図ることとし、集中豪雨等に際しても、区は避難指示等を遅滞なく出すこととしている。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

都では、同一河川・圏域・流域について 19 流域に区分しており、豊島区は、神田川流域、隅田川及び新河岸川流域、石神井川・白子川流域に該当している。

河川・圏域・流域名	区市数	対象区市
隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区
神田川流域	15	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、北区、荒川区、練馬区、武蔵野市、三鷹市
石神井川・白子川流域	10	豊島区 、北区、荒川区、板橋区、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、西東京市、東村山市

(3) 共有する情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。

- (ア) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
- (イ) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- (ウ) 避難が必要な区域
- (エ) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- (オ) その他

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。竜巻注意情報が発表された場合には、一人ひとりが周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける必要がある。

区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての区民に対する周知、啓発等に努める。

区は、気象庁より竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャスト等を利用して情報収集を行い、必要に応じて区民等へ情報提供を行う。気象庁から発表される情報には、次のような情報がある。

予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね 1 時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図(10km 格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時 10 分毎に発表する。発生確度1や2は「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

6 気象情報の早期収集

(1) 気象庁防災機関向け専用電話(ホットライン)

気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話(以下、「ホットライン」という。)を設置し、運用している。

区は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会することができる。

気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。

(2) 水位計等による観測

風水害時には、都および区が設置している水位計等により、区内河川等の水位の状況を確認する。

観測所の種類	観測所名	所在地	管理者	水防災総合情報システムで確認
雨量観測所	豊島	南大塚2-36-2	都	○
雨量観測所	道路工事事務所	上池袋3-17-1	区	×
雨量観測所	高田公園	高田1-28-3	区	×
水位観測所	曙橋	高田2-3	区	×
観測カメラ	曙橋	高田2-3	区	×
観測カメラ	池袋南交差(ビックリガード)		区	×
観測カメラ	ウイロード		区	×

(3) 雨量の速報

○雨量の速報は次の基準で行う。区は、建設局(水防本部)から要請のあった場合観測成果を報告するものとする。

- ① 1時間に 30 mmをこしたとき、以後毎時の雨量
- ② 3時間に 70 mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量
- ③ 1日に 130 mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量

(4) 水害対策パトロール

日頃より、浸水被害実績のあった箇所等を中心に水害対策パトロールを行い、浸水の危険性が高いと見込まれる場合には速やかに対応できる態勢を整備している。

第3節 避難情報

1 避難行動

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。高齢者等避難、避難指示の対象とする避難行動は、区が指定する救援センター等へ移動する「水平避難」のみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

避難行動	説明	避難先例
立退き避難	ハザードマップ等に記載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。避難先への立退き避難に要する時間(リードタイム)を確保できる場合にとるべき避難行動。	・指定緊急避難場所(救援センター) ・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等
屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保すること。以下の条件を満たしていることが必要である。 なお、土砂災害では、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。 ①自宅・施設等が神田川洪水浸水想定区域図における家屋倒壊等氾濫想定区域等に存していないこと ②自宅・施設等に浸水しない居室があること ③自宅・施設等が一定期間(注釈)浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること (注釈)一定期間…神田川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)では、豊島区内においては最大24時間まで継続することが想定されている。	・自宅、施設等の浸水しない上階への移動(垂直避難) ・自宅、施設等の浸水しない上層階に留まる(待避)
緊急安全確保	立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、指定緊急避難場所(救援センター)等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を行うこと。ただし、身の安全を確保できるとは限らないことに留意する必要がある。	・洪水等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動する。または、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。 ・土砂災害においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「行動を促す情報」(避難情報等：区が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

避難情報等	居住者等が取るべき行動等	関連する防災気象情報
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (区長が発令)	発令される状況: 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) 居住者等が取るべき行動: 「命の危険 直ちに安全確保！」 指定緊急避難場所(救援センター)等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	・大雨特別警報(浸水害・土砂災害) ・氾濫発生情報 等
【警戒レベル4】 避難指示 (区長が発令)	発令される状況:災害のおそれ高い 居住者等が取るべき行動:「危険な場所から全員避難」 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (区長が発令)	発令される状況:災害のおそれあり 居住者等が取るべき行動: 「危険な場所から高齢者等は避難」 高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者	・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 等
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	発表される状況:気象状況悪化 居住者等が取るべき行動:「自らの避難行動を確認」 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・氾濫注意情報 等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ 居住者等が取るべき行動:「災害への心構えを高める」 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	・早期注意情報

なお、避難情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らないため、情報に注意する必要がある。

3 避難指示等の発令基準等

いざというときに区において躊躇なく避難情報を発令できるよう、区は、避難情報の発令における具体的でわかりやすい発令基準について、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえたマニュアルをあらかじめ作成する。

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、①「防災気象情報の切迫度の高まり」、②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することを基本とする。

避難情報の発令にあたっては、区は、原則として町丁目単位で行う。

第4節 区民に対する情報の伝達手段

風水害時に区民に対し、確実に情報伝達を行うため、区は、可能な限り多様な手段を組み合わせることで情報を伝達する。

伝達手段	情報の内容例
同報系防災行政無線 戸別受信機	◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル ◇ 気象特別警報
豊島区安全・安心メール ※気象特別警報は、あらかじめ受信設定したカテゴリ、時間帯に関係なく登録者全てに配信	◇ 気象情報、気象特別警報 ◇ 河川の水位情報 ◇ 救援センター開設情報 ◇ 区イベント・事業・施設の休止状況 ◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル 等
緊急速報メール	◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル ◇ 気象特別警報
Lアラート	◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル ◇ 救援センター開設情報
区ホームページ	◇ 気象情報 ◇ 河川の水位情報 ◇ 救援センター開設情報 ◇ 区イベント・事業・施設の休止状況 ◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル 等
区公式SNS	◇ 気象情報 ◇ 河川の水位情報 ◇ 救援センター開設情報 ◇ 区イベント・事業・施設の休止状況 ◇ 避難指示等の発令状況及び警戒レベル 等

第5節 被害状況等の報告体制

第6章「情報通信の確保」第6節参照

第6節 風水害時の広報

(1) 報道機関への発表等

- 区は、災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は、各防災関係機関と連携のうえ、時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、広報活動を展開するものとする。なお、原則として、本部長室では直接取材は受けない。発表方法は区公式ホームページでの公表を基本とするが、本部長の判断に基づき必要に応じて会見を行う。
- 各防災関係機関は、口頭発表する場合、必要に応じて説明員を参加させるなど十分に協力する。
- 報道機関から災害報道のための資料提出、取材、放送出演等の依頼があった場合は、各防災関係機関は救援活動に支障をきたさない範囲において協力する。

(2) 区民への情報発信

時期	広報内容	手段
発災前 (台風通過前)	区民に対する避難指示等に関する事項 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 支援情報(救援センター開設情報) 区のイベント等の実施に関する事項 生活の基礎情報(ごみ収集等の生活情報、行政サービス情報) デマ情報に関する注意喚起	防災行政無線 戸別受信機 区ホームページ 豊島区安全・安心メール テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報 区公式SNS
発災時 (台風通過中)	区民に対する避難指示等に関する事項 生活の基礎情報(ごみ収集等の生活情報、行政サービス情報) 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 災害関連の行政施策情報 通常の行政サービス情報 デマ情報に関する注意喚起	防災行政無線 戸別受信機 区ホームページ 豊島区安全・安心メール テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報 区公式SNS
発災後 (台風通過後)	区民に対する避難指示等の解除に関する事項 電気、ガス、水道等の状況 公共交通機関の復旧情報 生活の基礎情報(ごみ収集等の生活情報、行政サービス情報) 通常の行政サービス情報 デマ情報に関する注意喚起	

第6章 水防対策【応急・復旧対策】

洪水、雨水出水に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

第1節 水防情報

1 気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。

○ 防災機関での入手方法

(1) 東京都災害情報システム(DIS)

DISを活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等活用することができる。

(2) 防災情報提供システム

防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。

各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区市町村が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

豊島区の水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。

- 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて区民にも伝達される。
- 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびNTT 東日本を通じて区市町村へ伝達される。

2 洪水予報河川(都管理河川)

水防法に基づき、都は、洪水予報河川(流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川)を指定し、気象庁と共同して水防管理者である区へ通知することとしている。豊島区内においては、神田川が洪水予報河川として指定されている。

(1) 洪水予報区間

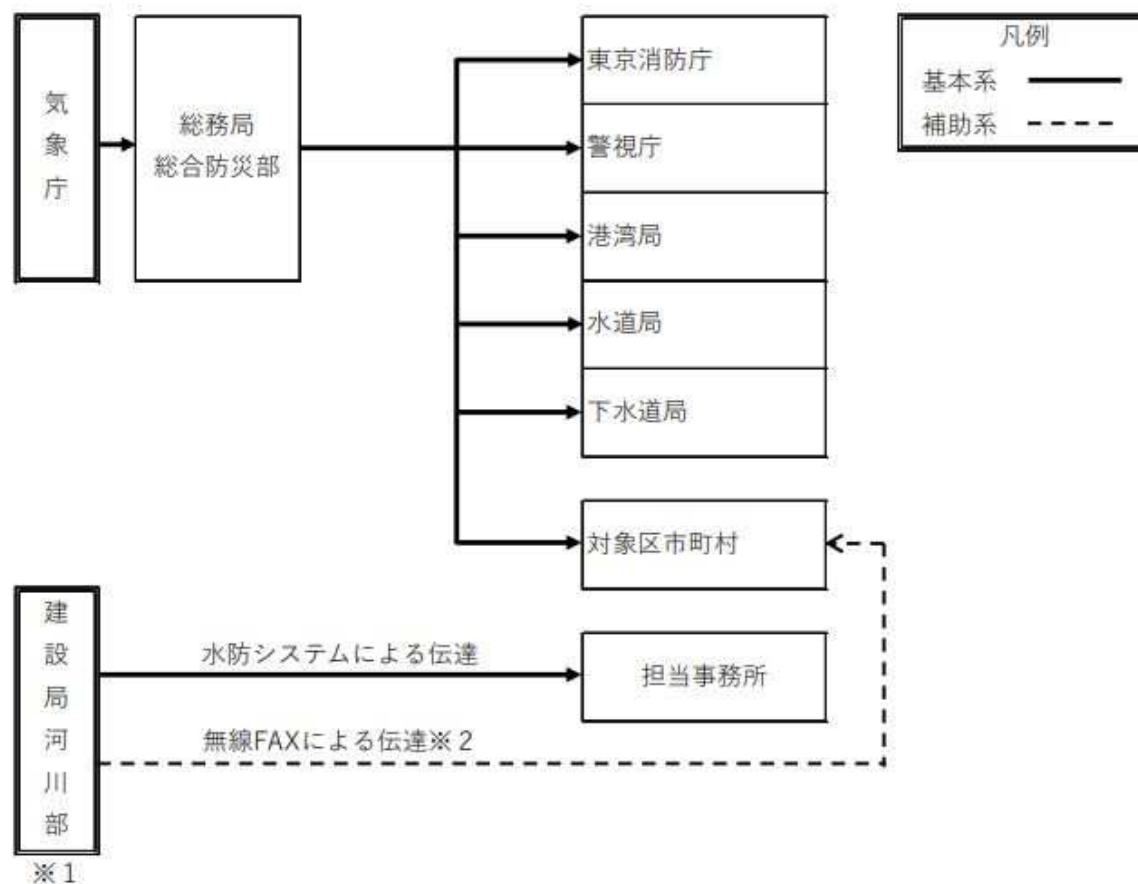
河川名	区 間	基準地点
神田川	左岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで 右岸： 三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで	番屋橋 和田見橋 南小滝橋 飯田橋

- 神田川洪水予報実施区間と基準地点(令和 5 年度東京都水防計画より)

(4) 洪水予報等の伝達方法

神田川流域における洪水予報が都及び気象庁から通知された場合には、必要に応じて安全安心メール、区ホームページ等で区民等に周知する。

○都管理河川洪水予報伝達系統図(令和 5 年度東京都水防計画より)



※1 情報伝達先の区市町村等に対してはホットメールを送信

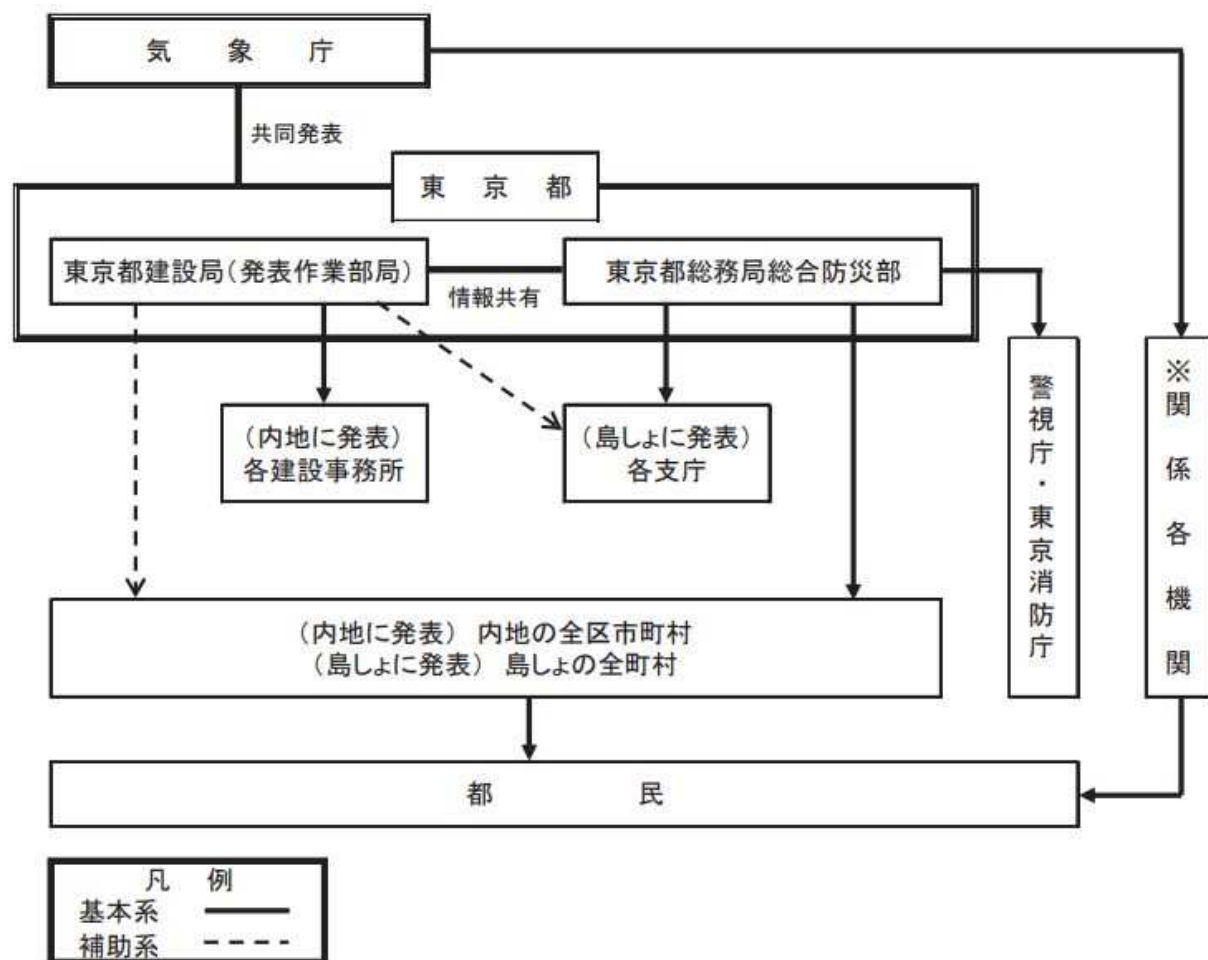
※2 区市町村の水防担当部署で無線FAXがない場合、NTTFAXにより伝達

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村長が防災活動や避難情報等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び住民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村毎に、都と気象庁が共同で発表する。

区は、土砂災害警戒情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難情報の円滑な発令に活用する。

○土砂災害警戒情報伝達系統図(令和 5 年度東京都水防計画より)



○留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、区市町村毎に発表する。
- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。
- (3) 発表対象としない土砂災害は、技術的に降雨から予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊・地すべりとする。
- (4) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等を詳細に特定するものではない。
- (5) 地震や火山噴火、大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。

第2節 水防機関の活動

1 水防機関としての活動

水防管理団体である区は、出水期前に河川、海岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

気象状況等により洪水などのおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- (1) 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

- (3) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局(水防本部)に報告する。
 - (ア) 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
 - (イ) 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき
 - (ウ) その他水防上必要と認めたとき
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (6) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (7) 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、知事(都総務局総合防災部)に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 決壊時の措置

(1) 決壊の通知及び決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者(区長)は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換する。

決壊後においても、水防管理者または消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

(ア) 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事 及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

(イ) 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察、消防機関、自衛隊、水防管理団体等は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。

また、水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

3 費用及び公用負担

機関名	内容
水防管理団体 (区)	○水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ○また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ○負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。
都	○都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
- (エ) 工作物その他の障害物を処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

第3節 河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置

機 関 名	応 急 措 置 及 び 復 旧 措 置
区	○地盤の低い地域等が河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して排水する。能力不足のときは、豊島土木防災協会のポンプ、労力を雇上して応急排水を実施する。 ○水防活動と並行して管内の河川管理施設等を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
都 建 設 局 第四建設事務所	○災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、区の実施する応急措置に関し、技術的援助を実施する。 ○河川管理施設の応急・復旧対策については区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。 ○巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。
都 下 水 道 局	○水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 ○被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。

